

○安芸市民会館条例

昭和53年3月27日

条例第3号

改正 昭和55年3月25日条例第8号

昭和59年3月24日条例第14号

平成元年3月27日条例第22号

平成11年3月26日条例第13号

平成17年3月24日条例第18号

平成25年12月24日条例第37号

安芸市民会館条例（昭和45年条例第2号）の全部を改正する。

（設置）

第1条 市民の文化の向上と福祉の増進を図るため、安芸市民会館（以下「会館」という。）を安芸市矢の丸3丁目12番に設置する。

（管理事務局）

第2条 会館の管理を行うため、会館内に管理事務局を置く。

（使用の許可）

第3条 会館の施設を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可された事項を変更する場合も、また同様とする。

2 使用を許可する場合、管理上必要な条件を付することができる。

（使用の制限）

第4条 次の各号の一に該当するときは、使用を許可しない。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 暴力排除の趣旨に反するとき。
- (3) 建物又は附属設備を破損するおそれがあるとき。
- (4) 長期間にわたる継続使用により運営上支障があるとき。
- (5) 施設の管理上支障があるとき。
- (6) その他使用させることが不適当なとき。

（権利の譲渡等の禁止）

第5条 会館の施設の使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、使用の許可に伴う権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

（使用の許可の取消等）

第6条 市長は、次の各号の一に該当するときは、使用の許可を取り消し、又は使用を停止し、若しくは変更することができる。

- (1) 使用者が、この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 使用者が許可の条件に違反したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めたとき。

(使用料)

第7条 使用者は、別表に規定する使用料を指定期日までに納付しなければならない。

(使用料の減免)

第8条 市長は、公益上特に必要があると認める場合においては、使用料を減免することができる。

(使用料の還付)

第9条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別な理由があると認めたときは、その全部又は一部を還付することができる。

(入場の制限)

第10条 使用者は、次の各号の一に該当する者に対し、入場を拒絶し、又は退場を命じなければならない。

- (1) 秩序を乱し、公益を害するおそれがあると認められる者
- (2) 重度の感染症者、めいてい者と認められる者
- (3) 他人に危害を及ぼし、若しくは他人に迷惑をかけるおそれのある物品又は動物類を携行する者
- (4) その他管理上支障があると認められる者

(特別設備等の承認)

第11条 使用者が特別の設備をし、又は備え付け以外の器具を使用しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

(原状回復の義務)

第12条 使用者が、その使用を終わったときは、直ちに会館職員の指示に従い、設備その他を原状に復さなければならない。使用許可の取消し又は停止を受けた場合も同様とする。

2 使用者が前項の義務を履行しないとき、市長は使用者に代わり原状に回復する。この場合、使用者は、その経費を負担しなければならない。

(損害賠償の義務)

第13条 使用者は、会館の施設、設備、備品等を損傷し、又は亡失したときは、それによ

って生じた損害を市長の認定に基づき賠償しなければならない。

(規則への委任)

第14条 この条例の施行につき必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則 (昭和55年3月25日条例第8号)

この条例は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則 (昭和59年3月24日条例第14号)

この条例は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則 (平成元年3月27日条例第22号)

この条例は、平成元年4月1日から施行する。

附 則 (平成11年3月26日条例第13号)

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年3月24日条例第18号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の安芸市民会館条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に使用又は使用の許可を受けたものに係る使用料から適用し、施行日前に使用又は使用の許可を受けたものに係る使用料については、なお従前の例による。

附 則 (平成25年12月24日条例第37号) 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条から第11条まで及び第13条の規定による改正後の安芸市防災センター条例、安芸市畑山ふるさと交流センター条例、安芸市立公民館の設置、管理及び職員並びに公民館運営審議会の設置等に関する条例、安芸市民会館条例、安芸市女性の家条例、安芸市体育館条例、安芸市武道館条例、安芸市総合運動場条例、安芸市立歴史民俗資料館条例、安芸市立書道美術館条例、安芸市健康ふれあいセンター条例及び安芸市東川農林センター条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行う使用の許可に係る使用料について適用し、施行日前に行う使用の許可に係る使用料については、なお従前の例

による。

別表第1（第7条関係）

大ホール使用料

区分 \ 使用時間		基本料金					
		午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	全日
		9時～12時	12時～17時	17時～22時	9時～17時	12時～22時	9時～22時
通常の催物		8,150円	12,810円	17,470円	18,630円	25,630円	31,460円
興行の催物		16,310円	25,630円	34,960円	37,280円	51,270円	62,920円

備考

- 1 使用時間には、準備及び原状回復に要する時間を含む。
- 2 土曜日、日曜日又は祝日に使用するときは、基本料金の2割の額を加算する。
- 3 ガス、水道、電力又は特別器具を使用するときは、別に定める使用料を徴収する。

別表第2（第7条関係）

会議室等の使用料

区分 \ 使用時間		基本料金					
		午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	全日
		9時～12時	12時～17時	17時～22時	9時～17時	12時～22時	9時～22時
1号室	会議等	1,850円	2,550円	3,010円	3,710円	4,880円	6,160円
(1階)	営利等	3,710円	5,120円	6,040円	7,440円	9,780円	12,340円
2号室	会議等	1,380円	1,730円	1,850円	2,550円	3,250円	4,070円
(1階)	営利等	2,780円	4,070円	4,650円	5,580円	7,800円	9,310円
3号室	会議等	1,380円	1,730円	1,850円	2,550円	3,250円	4,070円
(1階)	営利等	2,780円	4,070円	4,650円	5,580円	7,800円	9,310円
4号室	会議等	2,320円	3,250円	3,710円	4,650円	6,040円	7,910円
(2階)	営利等	4,650円	6,510円	7,440円	9,310円	12,110円	15,830円
5号室	会議等	1,730円	2,320円	2,780円	3,250円	4,420円	5,580円
(2階)	営利等	3,480円	4,650円	5,580円	6,510円	8,840円	11,170円
6号室	会議等	570円	680円	810円	920円	1,160円	1,500円
(4階)	営利等	1,160円	1,380円	1,620円	1,850円	2,320円	3,010円

和室1号	会議等	1,730円	2,320円	2,900円	3,590円	4,420円	5,580円
(1階)	営利等	3,480円	4,650円	5,820円	7,210円	8,840円	11,170円
和室2号	会議等	1,380円	1,620円	1,850円	2,320円	3,010円	3,710円
(1階)	営利等	2,780円	3,250円	3,710円	4,650円	6,040円	7,440円
1号控室	会議等	810円	1,030円	1,160円	1,500円	1,850円	2,320円
(2階)	営利等	1,620円	2,080円	2,320円	3,010円	3,710円	4,650円

備考

- 1 使用時間には、準備及び原状回復に要する時間を含む。
- 2 営利等とは、音楽コンサート、映画上映その他これに類するもので、入場料を徴して行うものに利用する場合をいう。
- 3 大ホールを使用するものが、会議室等を控室として使用する場合は、上段の使用料を適用する。
- 4 営利等にロビー等を使用する場合は、1平方メートルにつき、1日270円とする。
- 5 ガス、水道、電力又は特別器具を使用するときは、別に定める使用料を徴収する。
- 6 館内での飲酒は、許可しない。

別表第3（第7条関係）

時間延長加算料金

	区分	時間延長加算料金
大ホール	通常の催物	1時間につき 4,650円
	興行の催物	1時間につき 8,150円
会議室等通常使用の場合	6号室・1号控室	1時間につき 330円
	2号室・3号室・和室2号	1時間につき 460円
	5号室	1時間につき 460円
	和室1号	1時間につき 680円
	1号室・4号室	1時間につき 810円
会議室等営利使用の場合	6号室・1号控室	1時間につき 570円
	和室2号	1時間につき 810円
	2号室・3号室・5号室・和室1号	1時間につき 1,380円
	1号室・4号室	1時間につき 1,730円

備考 30分以上をもって1時間とする。

別表第4（第7条関係）

入場料加算料金

区分	入場料加算料金
入場料等 100円以上300円未満	基本料金と時間延長加算料金とを合算した額の2割に相当する額
入場料等 300円以上500円未満	基本料金と時間延長加算料金とを合算した額の3割に相当する額
入場料等 500円以上1,000円未満	基本料金と時間延長加算料金とを合算した額の5割に相当する額
入場料等 1,000円以上	基本料金と時間延長加算料金とを合算した額の10割に相当する額

備考

- 1 営利又は営業の宣伝その他これに類する目的をもって無料で入場させ、演芸等を開催する場合の入場料等加算料金は、当該料金と時間延長加算料金とを合算した額の3割に相当する額とする。
- 2 入場料の額とは、当該催物の入場料等の最高の額をいう。

別表第5（第7条関係）

冷暖房料金

区分 \ 使用時間	午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	全日
	9時～12時	12時～17時	17時～22時	9時～17時	12時～22時	9時～22時
大ホール	5,820円	8,730円	8,730円	13,390円	16,310円	22,130円
会議室等	680円	920円	920円	1,380円	1,620円	2,320円

備考 時間延長のときは、1時間につき大ホール1,620円、その他は1室220円とする。

○安芸市民会館条例施行規則

昭和53年5月4日

教育委員会規則第2号

改正 平成元年3月27日教委規則第2号

平成7年2月15日教委規則第1号

平成17年3月29日教委規則第2号

平成25年2月22日教委規則第2号

(趣旨)

第1条 この規則は、安芸市民会館条例（昭和53年条例第3号。以下「条例」という。）第14条の規定に基づき、安芸市民会館（以下「会館」という。）の管理その他必要な事項を定めるものとする。

(使用時間)

第2条 会館の使用時間は、午前9時から午後10時までとする。ただし、市長が必要と認めたときは、この時間外に使用させることができる。

(休館日)

第3条 会館の休館日は、12月29日から翌年1月3日までとする。

(使用の申請)

第4条 会館の使用許可を受けようとする者は、使用許可申請書（様式第1号）を提出しなければならない。

2 会館の利用者が許可された事項を変更しようとするとき、又は使用をとりやめようとするときは、直ちに使用許可書を添えて申し出なければならない。

(使用許可書の交付)

第5条 市長は、前条の使用許可をしたときは、使用許可書（様式第2号）を申請者に交付する。

(使用料)

第6条 条例別表第1及び別表第2に定めるガス、水道、電力及び特別器具の使用料並びに使用者が特別の設備をし、又は備え付け以外の器具によって電気等を使用するときの使用料は、別表のとおりとする。

(使用料の減免)

第7条 条例第8条の規定により使用料の減免を受けようとする者は、使用料減免申請書（様式第3号）を使用許可申請書とともに提出しなければならない。

(整理人の配置)

第8条 使用者は、会館内外の秩序を保つため、必要な整理人を置かなければならない。

(使用者、入場者の遵守事項)

第9条 使用者及び入場者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 使用する室に収容する人員は、その室の定員を超えないこと。
- (2) 定められた場所以外において火気を使用しないこと。
- (3) 他人の迷惑となるような行為をしないこと。
- (4) 許可を受けた場所以外の場所を使用しないこと。
- (5) 許可を受けないで会館内において物品の販売又はこれに類する行為をしないこと。
- (6) 前各号のほか、会館職員の指示する管理上必要な事項

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成元年3月27日教委規則第2号)

この規則は、平成元年4月1日から施行する。

附 則 (平成7年2月15日教委規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成17年3月29日教委規則第2号)

この規則は、平成17年6月1日から施行する。

附 則 (平成25年2月22日教委規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。

別表 (第6条関係)

特別器具等使用料

	器具名	回数	使用料	摘要
照明器具	シーリングスポットライト	1回	330円	1kW×6灯
	サスペンションライト	1回	500円	1kW×8灯
	サイドスポットライト	1回	390円	1kW×4灯×2
	ホリゾンライト	1回	330円	100W×63灯
	プロフィールスポットライト	1回	220円	1台
音響設備	音響拡声装置 (大ホール)	1回	1,690円	マイクロフォン等 含む音響機器一式
	マイクロフォン (大ホールを除く。)	1回	220円	1個

備	アンプ（大ホールを除く。）	1回	330円	1台
そ の 他	ピアノ	1回	2,820円	調律料は含まない。
(備考) 1 1回とは、開会から閉会までとする。 2 備付け以外の器具によって電気等を使用する場合は、別に定める使用料を徴収する。				

様式第1号(第4条関係)

安芸市民会館使用許可申請書

年 月 日

安芸市長 様

住 所
申請者 印
電話 局 番

安芸市民会館の施設の使用を下記のとおり許可されるよう申請します。

記

行 事 名					使用目的			会議・講演・演奏会・その他()					
使用期間	年 月 日から 年 月 日まで		時 分から 時 分まで		※								
使用する施設	大ホール	1号室	2号室	3号室	4号室	5号室	6号室	和室1号	和室2号	1号控室	2号控室	結婚式場	
使用する器具等													
入場料金	無 料		有 料						※				
	非営利	営 利	100円以上 300円未満		300円以上 500円未満		500円以上 1,000円未満		1,000円以上				
使用責任者	住 所 氏 名 電話() 番												
集合 予定人員	人		その他										
※													

※

使用区分	基本料金	季節 加算料金	入 場 料 加算料金	時間延長 加算料金	器 具 等 使 用 料	計
午前 午後 夜間 全日						
						受付(許可)番号
						第 号

様式第2号(第5条関係)

安芸市民会館使用許可書

年 月 日

様

安芸市長 

年 月 日付けの申請については、下記のとおり許可します。

記

行 事 名				使用目的	会議・講演・演奏会・その他()	
使用期間	年 月 日(曜)から		時 分から			
	年 月 日(曜)まで		時 分まで			
使用する施設	大ホール	号室	和室	号室	号控室	結婚式場
使用する器具						
使用料	基本料金	季節加算料金	入場料加算料金	器具使用料	合 計	
					円	
許可の条件	※当該使用が、暴力団の活動に利用されると認めるときは、安芸市暴力団排除条例第8条の規定により当該使用許可を取り消します。					
(注意) 1 使用許可目的以外の目的に使用し、又は使用の権利を譲渡したり、転貸してはいけません。 2 許可事項の変更あるいは使用をとりやめようとする場合は、この許可書を持って申し出てください。 3 安芸市民会館条例及び施行規則を守ってください。違反すると取り消されることがあります。 4 使用料は上記のほか、使用時間が延長されると時間延長加算料金が追加されます。 5 使用料は、 年 月 日までに納付してください。						
		第 号				

様式第3号(第7条関係)

安芸市民会館使用料減免申請書

年 月 日

安芸市長 様

住 所

申請者

氏 名



安芸市民会館使用料の減免を受けたいので下記のとおり申請します。

記

使用目的	別紙使用申請書記載のとおり				
使用期間	年 年	月 月	日から 日まで	時 時	分から 分まで
使用する 施 設	大ホール	号室	和室	号室	号控室 ※
使用する 器 具 等					※
減免を受 けようと する理由					

以下記入しないでください

減免の措置	正規の使用料の額 (ア)	円
	減免する率	%
	減免する額 (イ)	円
	決定使用料の額 (ア)－(イ)	
決 裁 欄		
摘 要		

様式第1号（第4条関係）

様式第2号（第5条関係）

様式第3号（第7条関係）